

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

国立大学法人滋賀医科大学は、仕事と子育て、家族生活との調和により、全ての職員が充実感を感じられる職場環境を構築する。そのため、職員個々が能力を十分に発揮でき、また、能力発揮に努めようと想う気持ちを促すため、次のように行動計画を定め、もって、確固たる男女共同参画社会の信念を持った次世代育成に資するものとする。

I 計画期間 平成27年1月1日から平成31年12月31日までの5年間

### II 内 容

**目標1：職員の育児に関する支援体制の充実を図る。**

目標達成のための対策

- ① 平成27年4月～ 学内保育施設に夜間保育を導入するとともに、さらなる保育サービスの充実について検討する。

**目標2：育児・介護の休業及び休暇の取得率向上についての方策を検討する。**

目標達成のための対策

- ① 平成27年1月～ 安心して休業・休暇を取得できるような措置を図る。
- ② 平成27年1月～ 男性が取得可能な育児関連の休業・休暇制度を周知し、活用の促進を図る。

**目標3：所定外労働時間削減について、本格的な実施に向けた方策を検討する。**

目標達成のための対策

- ① 平成27年1月～ 業務配分を見直し、それに見合った人的補填や再編成の実施を検討する。

**目標4：より良い職場環境構築のため、職員の意識を啓発する。**

目標達成のための対策

- ① 平成27年4月～ 「ワークライフバランス」等、より良い職場環境構築のための研修などを実施し、職員の意識を啓発する。